

晴楓ホーム短期入所生活介護 利用料金表＜従来型多床室＞

※以下料金表は1割負担での目安となります。介護報酬改定等に伴い各単位数等が変更される場合があります。

介護度	基本介護サービス費 (1日)	サービス提供体制加算(Ⅰ) (1日)	看護体制加算(1) (1日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (1日)	機能訓練指導員加算 (1日)	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (1日)	サービス費合計(単位) (1日)	地域区分(1級地)(円) 11.10%	利用者負担額(円)1割 1日	介護保険負担限度額(段階)	居住費(円) 1日	食費(円) 1日	利用者負担額合計(円) 1日
要支援1	451	18	4	13	12	70	568	6302	630	第1段階	0	300	930
										第2段階	430	600	1660
										第3段階①	430	1000	2060
										第3段階②	430	1300	2360
										第4段階	915	1445	2990
要支援2	561	18	4	13	12	85	693	7694	769	第1段階	0	300	1069
										第2段階	430	600	1799
										第3段階①	430	1000	2199
										第3段階②	430	1300	2499
										第4段階	915	1445	3129
要介護1	603	18	4	13	12	91	741	8225	823	第1段階	0	300	1123
										第2段階	430	600	1853
										第3段階①	430	1000	2253
										第3段階②	430	1300	2553
										第4段階	915	1445	3183
要介護2	672	18	4	13	12	101	820	9098	910	第1段階	0	300	1210
										第2段階	430	600	1940
										第3段階①	430	1000	2340
										第3段階②	430	1300	2640
										第4段階	915	1445	3270
要介護3	745	18	4	13	12	111	903	10022	1002	第1段階	0	300	1302
										第2段階	430	600	2032
										第3段階①	430	1000	2432
										第3段階②	430	1300	2732
										第4段階	915	1445	3362
要介護4	815	18	4	13	12	121	983	10908	1091	第1段階	0	300	1391
										第2段階	430	600	2121
										第3段階①	430	1000	2521
										第3段階②	430	1300	2821
										第4段階	915	1445	3451
要介護5	884	18	4	13	12	130	1061	11781	1178	第1段階	0	300	1478
										第2段階	430	600	2208
										第3段階①	430	1000	2608
										第3段階②	430	1300	2908
										第4段階	915	1445	3538

※上記の1日分の利用料金額は概算となります。その他送迎利用時の費用、おやつ代(50円/日)等の実費がかかります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰは所定単位(基本サービス費+各種加算)×8.3%により算出されています。

※介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)の算定を令和3年4月より行います。所定単位(基本サービス費+各種加算)×2.3%によって算出されています。

※介護職員ベースアップ加算の算定を令和4年10月より行います。

※所得等により介護保険利用者負担額が1割でない場合があります(「介護保険負担割合証」をご確認下さい)。

※居住費・食費については申請により軽減措置(「介護保険負担限度額認定証」の交付)が受けられる場合があります。

確認及び申請をお願いします(対象とならない場合は第4段階となります。1年に1回程度更新手続きが必要です)。

窓口:品川区 福祉部 高齢者福祉課 介護給付係(品川区役所本庁舎3階) 電話:03-5742-6927

※状況に応じて特養ホームの空床ベット(多床室)を利用をさせていただく場合があります。

※食費の内訳は朝食236円、昼食650円、夕食559円となります。

<状況により以下の加算が追加される場合があります。>

送迎加算(184単位/回 204円) 療養食加算(8単位/1食 9円)

緊急短期入所受入加算(90単位/日 100円 原則7日まで やむを得ない事情がある場合14日限度)

※令和6年4月1日より①看護体制加算(Ⅰ)4単位/日②生産性向上推進体制加算10単位/月を算定します。